

安城市SDGs推進に係る調査・事業構築支援業務 に係る公募型プロポーザル方式実施要領

1 目的

この要領は、安城市（以下「発注者」という。）が、安城市SDGsに係る調査・事業構築支援業務（以下、「本業務」という。）を行うにあたり、SDGs等の専門的な知見・ノウハウを持つ事業者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めることを目的とします。

2 業務の概要

(1) 業務名

安城市SDGsに係る調査・事業構築支援業務

(2) 業務場所

安城市内

(3) 業務内容

別紙1「安城市SDGsに係る調査・事業構築支援業務仕様書（以下、「業務仕様書」という。）」のとおり

(4) 業務期間

契約締結日の翌日から令和4年3月4日（金）まで

3 選定方式

公募型プロポーザル方式

4 見積限度額（消費税及び地方消費税相当額を含む）

12,000千円

5 プロポーザルのスケジュール

- | | |
|---------------|----------------------|
| (1) 質問受付期限 | 令和3年7月16日（金）午後5時 |
| (2) 提案書提出期限 | 令和3年7月30日（金）午後5時（必着） |
| (3) プロポーザル審査会 | 令和3年8月10日（火） |
| (4) 審査結果通知 | 令和3年8月17日（火） |

6 参加資格

参加者は、次のいずれにも該当する場合、参加資格があるものとします。

- (1) 提出書類の提出期限から契約締結日までに、安城市工事請負業者等に係る入札参加資格停止要綱に基づく入札参加資格停止の措置を受けていないこと。また、安城市契約規則第5条第3項に基づく競争入札参加者名簿に掲載されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこ

と。

- (3) 会社更生法、民事再生法による手続きを行っていないこと。
- (4) 次の国税及び県税、市税（提案者の事業所の所在が安城市の場合）が未納でないこと。

ア 国税

(ア) 法人

法人税、消費税及び地方消費税

(イ) 個人

申告所得税、消費税及び地方所得税

イ 県税

(ア) 法人

法人県民税及び法人事業税（特別法人事業税及び地方法人特別税を含む）及び自動車税種別割

(イ) 個人

個人事業税及び自動車税種別割

- (5) 通知の日から業務提案書の提出期限までの期間において、「安城市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年3月30日付け安城市長・愛知県安城警察署締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (6) 過去3年間（2018年度～2020年度）において、元請として官公庁が発注したSDGsに関連した業務実績を3件以上有する者。なお、SDGsに関連した業務は、以下の業務とする。

- ・SDGs推進に関する全体計画・進捗に関する業務
- ・SDGs推進に関する個別プロジェクトの実現に関する業務
- ※個別プロジェクト・・・SDGsに関する登録認証制度、未来都市計画の策定、SDGs金融、地域エネルギー、低炭素に係る業務
- ・ESG投資・環境金融等に関する業務

7 提案内容

本業務の目的を考慮し、業務仕様書の内容を満たした計画の提案を求めます。

次の項目について提案してください。

- (1) 本市特性の分析及び解決すべき課題、本市の持つ地域資源の抽出
 - ・本市の2030年のあるべき姿を設定するために必要な本市特性の分析方法
 - ・SDGsに関する社会の動向等を踏まえた具体的な課題の設定方法
 - ・課題解決に向けた地域資源の抽出方法
- (2) 課題を解決するために必要な公民連携事業の提案及び誘導方針
 - ・(1)で整理した課題を解決するための公民連携事業の設定方針
 - ・公民連携事業を実現するための民間企業等を含めた体制構築方法と、実施に向けた支援方針

8 提案書の提出

(1) 書類提出方法

提案書は、安城市健幸=SDGs課公民連携係まで持参又は郵送してください（書留郵便に限る。提出期限までに必着）。郵送の場合は、送付した旨の連絡を末尾記載の問合せ先に電話連絡をしてください。持参の場合は、持参する旨、事前連絡を末尾記載の問合せ先に電話連絡をしてください。なお、郵送時の事故等により、提出期限までに届かない場合、本市はその責を負いません。

(2) 提出書類

ア 提案書（表紙（様式1）を添付すること）

イ 参加資格確認に関する書類

- 業務実績一覧（様式2）及び様式2に記載の業務実績がわかる書類の写し
- 業務担当予定者の経歴等（様式3）

※業務実績を証明する資料の添付は必要ありませんが、確認させていただく場合があります。

(3) 様式及び部数

ア 提案書は、任意様式でA4判5ページ以内とします。なお、見積書と表紙はページ数に含まないものとします。提案書作成の際は、評価基準（別紙2）に示してある以下の点を明確に記載してください。

- ・ 「業務の推進体制」のうち、「業務実績（事業者）」、「支援体制等」の評価の視点・指標に沿った内容
- ・ 「業務の提案内容」で示した評価の視点・指標に沿った内容

また、文章を補完するために、写真、イラスト、図面等を使用してもかまいません。また、図表以外のポイントは11ポイント以上としてください。

イ 提出部数 7部

※提案書5ページ以外の提案は原則認めません。ただし、5ページ分の記載内容を補足説明するために必要不可欠と判断される内容がある場合は、1ページ以内の追加を認めます（追加部分は5ページ分の提案書の最終ページとし、「参考資料」と表記するなど明確に分かるようにしてください）。

(4) 提出期限

令和3年7月30日（金）午後5時まで（必着）

(5) その他（入札資格の有無等確認書類）

ア 法人の場合

- (ア) 会社概要
- (イ) 履歴事項全部証明書
- (ウ) 各納税証明書

イ 個人の場合

- (ア) 事業概要
- (イ) 身分証明書

- (ウ) 登記されていないことの証明書
 - (エ) 各納税証明書
- その他に関する書類は各1部を提出してください。

9 提案者の選定

(1) 選定委員会の設置

- ア 安城市プロポーザル方式試行要領第7条に基づき、企画部長を委員長とする選定委員会を設置し、審査を行います。
- イ 選定委員会の委員は、行革・政策監、健幸=SDGs課長、健幸=SDGs課課長補佐、健幸=SDGs課企画政策係長とし、委員長を含む5名で審査します。

(2) 審査結果

- ア 選定委員会の選定を受けて、最も優秀な提案者を優先交渉権者として決定します。
- イ 優先交渉権者の決定後、審査結果を提案者に個別にメールで通知します。
- ウ 審査結果のメール通知後、インターネットで結果を公表します。
- エ 審査結果についての異議申し立てはできません。

本市は、選定委員会の選定を受けて、最も優秀な提案者を優先交渉権者として決定します。

(3) プロポーザル審査会

詳細日程については、別途通知します。

ア 日 時 令和3年8月10日(火)

イ 場 所 安城市役所

ウ 説明者 説明者は、本業務を実際に行う担当者が行うこととします。担当者に加えて担当以外の者が行うことは差し支えありませんが、出席者は2名以内とし、説明者は、原則、本業務を主として担当する業務管理責任者が行うこととする(説明時間は20分程度)。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、ウェブ(ZOOM)により実施するものとします。ウェブ会議のためのURL、ミーティングID、パスコードについては、8月6日(金)17時までに応募者宛に通知します。

エ プレゼンテーション用資料

プレゼンテーションは、提出した提案書をもとに実施することとし、提案書以外のプレゼンテーション用資料の使用は認めないものとします。

10 評価基準

- (1) 評価基準は、別紙2「評価基準」のとおりです。
- (2) 選定委員会の各委員が各提案についてそれぞれ審査を行います。
- (3) 審査方法は、委員ごとに評価し、その合計点が高い順に順位をつけ、第1位とした委員を最も多く獲得した事業者を候補者、2番目に多く獲得した者を次点者として選定します。ただし、同数の場合は、各委員の合計点を集計した点数(総合計点)がより高い者を候補者、他方を次点者とします。

総合計点の同点の場合は、今回の見積価格がより低いものを候補者とし、次に低いものを次点者とします。

なお、候補者が辞退した場合、又は候補者がその資格を喪失した場合は、次点者を候補者とします。

1 1 業務及び本プロポーザルに関する質問及び回答

本プロポーザルに関する質問の受付及び回答方法は、次のとおりとします。なお、審査及び評価に関する質問及び回答に対する再質問は、一切受け付けません。

(1) 提出方法

ア (4) 提出先に記載のメールアドレスあてにメールで提出してください。なお、電子メールを送信した旨は、電話連絡してください。

イ 件名は「【提案者名を記入】安城市SDGs推進に係る調査・事業構築支援業務質問書」としてください。

ウ 質問にあたっては、様式4を使用してください。

(2) 提出期限

令和3年7月16日(金)午後5時まで(必着)

(3) 回答方法

原則、質問提出後2日(土日祝除く)以内に、安城市ウェブサイト「望遠郷」にて公表します。

(4) 提出先

安城市企画部健幸=SDGs課公民連携係 杉浦

E-mail kikaku@city.anjo.lg.jp

1 2 優先交渉権者決定の取り消し

次の要件のいずれかに相当する場合には、決定を取り消すことがあります。

(1) 参加資格があると偽った場合又は参加資格を失った場合

(2) 提案書に虚偽の内容が記載されていた場合

1 3 失格の条件

以下の条件に該当する場合は失格になることがあります。

(1) 提案書等に不備、不足があった場合

(2) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合

(3) 提案書に虚偽内容が記載されている場合

(4) 提案書作成のための業務仕様書等に示された条件に適合しない場合

(5) 審査の公平性を害する行為を行った場合

(6) 提案にあたり著しく信義に反する行為が認められる場合

(7) 見積金額が見積限度額を上回った場合

14 契約の締結

- (1) 選定委員会が選定した優先交渉権者と本市が協議し、委託契約に係る仕様を確定させた上で契約を締結します。業務仕様書の内容は提案された内容を基本としますが、優先交渉権者と市との協議により最終的に決定します。
- (2) 契約金額は、協議結果に基づき業務仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴収し決定します。なお、見積金額は上限価格を超えないものとします。
- (3) 優先交渉権者と市との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、審査結果において次順位の優秀提案者と協議を行うこととします。

15 その他

- (1) 提案書等作成に要する費用等、今回の応募に係る一切の費用は参加者負担とします。
- (2) 提出された書類は返却しないものとします。
- (3) 誤字等を除き、提出後の提案書の追加、変更、差替え及び再提出は認めません。誤字等軽微な修正については、事務局担当者へ事前に連絡したうえで修正できるものとする。
- (4) 著作権の取り扱い
 - ア 決定した事業者の提案書に係る著作権は、安城市に帰属します。ただし、契約締結前であっても提案者に帰属します。
 - イ 決定されなかった事業者の提案書に係る著作権は、提案者に帰属します。
- (5) 審査結果についての異議申し立ては受けないこととします。
- (6) 当該プロポーザル実施についての説明会は行わないものとします。

16 問合せ・提出先

安城市役所企画部健康=SDGs課公民連携係 杉浦
住 所 〒446-8501 安城市桜町18番23号
電 話 0566-71-2204 (直通)
FAX 0566-76-1112
E-mail kikaku@city.anjo.lg.jp